

道外量販店等における物産展開催事業 「北北海道たべまつり」募集案内

1 目的

道外の量販店等に対して商品買取方式による物産展開催を提案し、旭川産品の販売機会を創出するとともに、新たな売り方を地域事業者や流通先に提案することで、道外量販店等への販路開拓を目指す。

2 概要

道外量販店等に対して、北北海道の地域産品を提案し、商品買取方式により物産展（通称：北北海道たべまつり）を開催するとともに、入手困難商品や日替わりスイーツ、催事限定惣菜などの商品を揃えることで、従来の物産展やフェアとの差別化を図ったものを開催する。

3 開催予定回数

3～4回程度

4 参加事業者

本事業の対象となるのは、次の要件を満たす事業者とします。

- (1) 旭川市内に本社又は主たる事業所があること。
- (2) 取扱商品に係る生産、製造、加工又は販売を行う法人その他の団体及び事業を営む個人であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てや民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (7) 製造工場、出品商品は食品関連法規等を遵守していること。
 - ・製造工場において HACCP 対応していること。
 - ・食品一括表示に対応していること。
 - ・営業許可証を有していること。
- (8) PL 保険に加入済みであること。
- (9) （一社）旭川物産協会との間で売買契約が締結出来ること。
- (10) 持続的に商業流通が可能な商品であること。
- (11) 商談や販促物制作に必要な商品サンプルを無償で提供できること。

5 必要書類について

次のものを提出してください。

(1) 会社概要資料

(2) 商品見積書（様式1）

提案したい商品について、必要事項を記載してください。

※量販店との商談に当たり、送料込みの見積書を再度提出していただきます

(3) 商品写真

ア 商品が分かる写真（商品・パッケージ等）

イ 栄養成分表示等の写真

(4) その他商品等の販促資料

6 スケジュールについて

開催時期 ～ 3、4ヶ月前 見積書の提出

～ 2ヶ月前 当協会と相手先と商談

～ 1、2ヶ月前 商品発注

7 留意事項

(1) 提出された書類等は返却しません。

(2) 本事業は商品の買取を前提としている事業のため、採用の有無は量販店が決定するものであり、採用されない場合もあります。

8 開催実績

場所：トキハイндストリーあけのアクロスタウン

（大分県大分市明野東1丁目1-1）

期間：令和4年3月19日～24日

9 問合せ先・提出先

一般社団法人旭川物産協会 担当：藤原・嶋崎

〒070-8004

旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階

電話：0166-62-1001 FAX：62-1002

Eメール：info@asahikawa-bussan.net